

問14 「係長級」、「管理職」とはそれぞれどのような者を指すのか。

(答)

- 「係長級」とは、「課長級」(下記参照)より下位の役職であって、
①事業所で通常「係長」と呼ばれている者又は②同一事業所においてその職務の内容及び責任の程度が「係長」に相当する者を指す。
 - 「管理職」とは、「課長級」と「課長級より上位の役職（役員を除く）」にある労働者の合計をいう。
 - 「課長級」とは、以下のいずれかに該当する者を指す。
① 事業所で通常「課長」と呼ばれている者であって、その組織が2係以上からなり、若しくは、その構成員が10人以上（課長含む）のものの長
② 同一事業所において、課長の他に、呼称、構成員に関係なく、その職務の内容及び責任の程度が「課長級」に相当する者（ただし、一番下の職階ではないこと）
- ※ なお、一般的に、「課長代理」、「課長補佐」と呼ばれている者は、
①、②の組織の長やそれに相当する者とは見なされない。
- ※ 「役員」とは、会社法上の役員（取締役、会計参与及び監査役）並びにその職務の内容及び責任の程度が「役員」に相当する者を指す（職務の内容及び責任の程度が「役員」に相当すると判断されれば、執行役員、理事など、呼称は問わない）。
- 「課長級」であるか否かについては、まず名称や係の数、構成員の人数等で形式的に要件（①）に該当するか否かを判断する。
その上で、形式的な要件に該当しない場合は、同一事業所において、呼称、構成員に関係なく、その職務の内容及び責任の程度が「課長級」に相当する者（ただし、一番下の職階ではないこと）（②）に該当するか否かを、実態に即して事業主が判断することとして差し支えない。